

証券コード 7461  
2022年6月14日

株 主 各 位

札幌市東区北六条東四丁目1番地7

株式会社 **キムラ**

代表取締役社長 木 村 勇 介

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

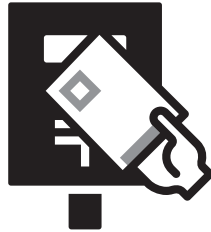
株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場をお控えいただき、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面によって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙の議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 議決権行使のご案内

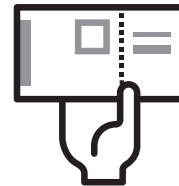
書面（郵送）により  
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで。

株主総会への出席により  
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市東区北六条東四丁目1番地7  
デ・アウネさっぽろ 1階 展示場102A
3. 目的事項  
報告事項 1. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第72期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役1名選任の件  
第4号議案 監査役1名選任の件  
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kimuranet.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨秋の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言全面解除から、徐々に回復傾向に転じ、持ち直しの兆しが見られました。しかしながら、年明けのオミクロン変異株の感染拡大による経済活動の制限、資源価格の高騰など景気の下振れリスクが生じており、加えてウクライナ情勢などの地政学的リスクの高まりもあり、先行きは不透明感を増しております。卸売事業の営業基盤であります住宅業界におきましては、新設住宅着工戸数については全体として持ち直しが見受けられましたが、原材料である金属価格の上昇が続いており、石油などのエネルギー資源の高騰も相まって、コスト面で厳しい状況が続きました。また、コロナ禍にあって工事の進捗が遅延するなど販売面においても影響を受けました。全国における新設住宅着工戸数は86万5千戸（前年比6.6%増）、当社の主力市場である北海道におきましては、3万2千戸（同1.0%増）と前年を上回る水準で推移しております。その中で当社の業績に大きく影響を及ぼす持家は、全国で28万1千戸（前年比6.9%増）、北海道で1万1千戸（同5.0%増）と全国、北海道ともに前年を上回る水準で推移しております。

このような状況下において、ダクトレス全熱交換換気システム「Air save」、自然素材の輸入関連商品などの新商品開発と販売強化に努めてまいりました。

小売事業におきましては、個人の節約志向は根強く、同業他社、他業種との競争の激化が続いております。このような状況下において、お客様満足度の向上、接客力の強化による他店との差別化に努めてまいりました。

これらの結果、当企業グループの第72期連結決算は、売上高343億42百万円（前連結会計年度比0.9%増）、営業利益20億97百万円（同1.2%減）、経常利益22億42百万円（同2.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益11億91百万円（同13.4%増）となりました。

また、当社単体におきましては、売上高116億50百万円（前期比3.6%増）、営業利益5億74百万円（同4.8%増）、経常利益8億17百万円（同41.7%増）、当期純利益6億7百万円（同61.4%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

卸売事業は、オリジナル商品である換気関連商品の販売強化と小幅ながら新設住宅着工戸数が増加したことを反映し、売上高109億59百万円（前連結会計年度比4.5%増）、営業利益8億39百万円（同15.3%増）となりました。

小売事業は、前期の新型コロナウイルス対策関連商品の需要や特別定額給付金による需要の反動もあり、売上高211億35百万円（前連結会計年度比0.5%減）、営業利益13億32百万円（同6.8%減）となりました。

不動産事業は、賃貸資産の適切な管理と効率的な運用を心掛けており、売上高3億76百万円（前連結会計年度比7.4%増）、営業利益2億72百万円（同2.5%増）となりました。

足場レンタル事業は、業務の効率化による生産性の向上と経費節減に努めておりますが、今冬の大雪の影響から工期が延長となった現場もあり、売上高6億82百万円（前連結会計年度比3.3%減）、営業損失14百万円（前期は営業損失33百万円）となりました。

サッシ・ガラス施工事業は、工事現場での設計、監理、施工の基本を徹底することで業務の効率化に努めておりますが、小口の受注が重なったこともあり、売上高11億89百万円（前連結会計年度比6.6%減）、営業利益50百万円（同17.3%増）となりました。

当連結会計年度の事業区分別売上高は下記のとおりであります。

（単位：百万円）

事業区分	第71期 (2021年3月期)		第72期 (2022年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
卸売事業	10,489	30.8%	10,959	31.9%	470	4.5%
小売事業	21,233	62.4%	21,135	61.5%	△97	△0.5%
不動産事業	350	1.0%	376	1.1%	25	7.4%
足場レンタル事業	705	2.1%	682	2.0%	△23	△3.3%
サッシ・ガラス 施工事業	1,273	3.7%	1,189	3.5%	△84	△6.6%
合計	34,052	100.0%	34,342	100.0%	290	0.9%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は11億12百万円であり、その主なものは卸売事業における土地取得に伴う設備投資61百万円及び小売事業におけるジョイフルエーカー帯広店の店舗改修に伴う設備投資2億84百万円、ペットワールドプロックス音更店開設1億9百万円、ジョイフルエーカービルドオン新道店開設に伴う設備投資1億50百万円、ならびに不動産事業におけるジョイフルエーカー屯田店のテナント新設に伴う設備投資1億91百万円です。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 69 期 (2019年3月期)	第 70 期 (2020年3月期)	第 71 期 (2021年3月期)	第 72 期 (2022年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	32,591	32,710	34,052	34,342
経常利益(百万円)	1,541	1,647	2,182	2,242
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	769	794	1,050	1,191
1株当たり当期純利益(円)	51.91	53.58	70.85	80.35
総資産(百万円)	25,269	23,991	23,991	25,339
純資産(百万円)	12,978	12,823	14,117	15,373
1株当たり純資産(円)	714.40	753.77	820.72	888.88

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況  
重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジョイフルエーカー	百万円 980	% 70	D I Y 用品小売
株式会社キムラリース	百万円 30	% 100	建築足場のレンタル
東洋ガラス工業株式会社	百万円 32	% 100	サッシ・ガラス施工

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、ワクチン接種の普及により新型コロナウイルスの影響が和らぎ経済活動において緩やかに回復の動きが予測されるものの、感染症再拡大への懸念やロシア・ウクライナ紛争等の影響により、原料価格の高騰、原油価格の高止まり等による消費マインドの低迷などにより先行き不透明な状況が続くものと考えられ、当企業グループにとっても予断を許さない状況が続くと思われまます。

このような経済環境の中、当企業グループは激しく変化する市場環境への対応力を高めるために、グループ内の連携強化を図りながら、商品力と提案力のさらなる強化をめざしてまいります。

卸売事業において、新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、住宅ローン減税などの各種の経済政策は続くことから、弱含みながらも大きな影響はないものと考えております。しかしながら、原材料価格の高騰が続き、エネルギー資源の高騰も生じており、コスト面で厳しい状況が続くものと見込んでおります。このような環境において、換気に関連した商品の販売拡大と適正価格での販売に注力してまいります。

小売事業において、本州系大型店のさらなる出店や業態を超えた販売競争もあり、依然として厳しい経営環境が続くものと思われまます。このような環境において、お客様へ意味と価値あるサービスを提供し、リアル店舗の強みを活かして売場の進化を図ってまいります。さらに、店舗改修による利便性の向上、テナント誘致による集客力の強化とペット専門店の出店加速を計画してまいります。

不動産事業において、不動産動向の情報収集を行うとともに、所有不動産を活性化させて収益確保をめざしてまいります。

足場レンタル事業においては、安定的な資材の入れ替えとメンテナンスを継続することで、お客様へ安心、安全を提供しさらなる事業拡大に努めてまいります。また、施工の標準化と技術指導、安全パトロールを強化して施工力の向上を図ります。

サッシ・ガラス施工事業においては、キムラグループとしてのシナジー効果を十分に発揮し、業容拡大を図ってまいります。

グループ強化としまして、限りある資源を効率的・生産的に活用するため、情報の共有化を徹底し、戦略統合を図り、より一層のシナジー効果を追求してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要商品等	主要な会社
卸売事業	住宅金物、住宅資材、住宅機器、エクステリア、機械工具、仮設資材、ビル用サッシ等	当社
小売事業	D I Y用品、家庭用品、ペット用品、レジャー用品、建築資材、園芸用品、インテリア、農業用資材等	(株)ジョイフルエーカー
不動産事業	不動産賃貸及び販売	当社、(株)ジョイフルエーカー
足場レンタル事業	建築足場レンタル等	(株)キムラリース
サッシ・ガラス施工事業	サッシ・ガラス建具工事等	東洋ガラス工業(株)

## (6) 主要な営業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

## ① 当社

本社	札幌市東区北六条東四丁目1番地7	
営業所	釧路営業所 (北海道釧路市)	松本営業所 (長野県松本市)
	帯広営業所 (北海道河西郡芽室町)	東京営業所 (東京都杉並区)
	旭川営業所 (北海道旭川市)	神奈川営業所 (神奈川県藤沢市)
	函館営業所 (北海道函館市)	名古屋営業所 (名古屋市名東区)
	仙台営業所 (仙台市若林区)	大阪営業所 (大阪市中央区)
	郡山営業所 (福島県郡山市)	福岡営業所 (福岡市東区)
	関東営業所 (さいたま市北区)	物流センター (札幌市東区)

② 子会社 株式会社ジョイフルエーカー

本 社	札幌市東区北六条東四丁目1番地7	
店 舗	ジョイフルエーカー 屯田店（札幌市北区） 大曲店（北海道北広島市） ジョイフルエーカービルドオン 新道店（札幌市東区） ペットワールド・プロックス 新発寒店（札幌市手稲区） 伏古店（札幌市東区）	
	帯広店（北海道帯広市） 大麻店（北海道江別市） 西岡店（札幌市豊平区） 音更店（北海道河東郡音更町）	

③ 子会社 株式会社キムラリース

本 社	北海道石狩市新港西一丁目719番地6	
営業所	恵庭営業所（北海道恵庭市） 旭川営業所（北海道旭川市）	
	帯広営業所（北海道帯広市） 函館営業所（北海道亀田郡七飯町）	

④ 子会社 東洋ガラス工業株式会社

本 社	北海道石狩市新港南二丁目721番地1	
-----	--------------------	--



## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

(単位：名)

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
卸売事業	123 ( 33)	△8 ( 5)
小売事業	517 (386)	43 ( 6)
不動産事業	－ ( ー)	－ ( ー)
足場レンタル事業	30 ( 36)	3 (△9)
サッシ・ガラス施工事業	33 ( 10)	1 ( ー)
全社 (共通)	17 ( 2)	1 ( ー)
合計	720 (467)	40 ( 2)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 不動産事業として記載されている使用人は、全社 (共通) との兼務であり、専任者がいないため、上記のとおり記載しております。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140 (35) 名	△7名 (5名)	38歳7ヶ月	14年6ヶ月

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 北 洋 銀 行	2,545百万円
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	1,842百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	250百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	200百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,400,000株
- ② 発行済株式の総数 15,180,000株
- ③ 株主数 1,189名
- ④ 大株主(上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社カネキ	5,269千株	35.52%
キムラ取引先持株会	1,422	9.59
株式会社北海道銀行	734	4.95
木村勇介	717	4.84
木村勇市	621	4.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	455	3.07
キムラ社員持株会	423	2.86
株式会社北洋銀行	386	2.60
木村リサ	250	1.69
飯島奈美	244	1.65
木村建介	244	1.65

(注) 持株比率は自己株式(347,250株)を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木村 勇介	株式会社ジョイフルエーカー代表取締役社長 株式会社キムラリース代表取締役社長 東洋ガラス工業株式会社取締役会長
取締役	奈良 泰	株式会社キムラリース常務取締役
取締役	小池 猛夫	株式会社ジョイフルエーカー取締役副社長
取締役	八代 紀裕	管理部長
取締役	朝日田 雄人	有限会社朝日田コーポレーション代表取締役社長
常勤監査役	猪狩 哲夫	株式会社キムラリース監査役
監査役	藤田 健一	株式会社ジョイフルエーカー監査役
監査役	斉藤 博之	北海道物流開発株式会社代表取締役会長
監査役	本間 幹英	株式会社ほんま代表取締役社長

- (注) 1. 取締役朝日田雄人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役斉藤博之氏及び本間幹英氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役猪狩哲夫氏及び監査役藤田健一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役猪狩哲夫氏は、当社の取締役副社長を務めた経歴を有しております。
  - ・監査役藤田健一氏は、株式会社ジョイフルエーカーの常務取締役を務めた経歴を有しております。
4. 当社は、社外取締役朝日田雄人氏並びに社外監査役斉藤博之氏及び本間幹英氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 専務取締役新榮功明氏は、2022年3月31日をもって辞任により退任いたしました。
6. 2022年4月1日付で、下記のとおり担当の変更を行いました。

(地位)	(氏名)	(担当)
取締役	八代紀裕	管理部長兼経営企画室長

2022年4月1日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	洪 谷 和 彦	北海道営業部長兼事業開発室長
執 行 役 員	泉 雅 暁	マーケティング部長
執 行 役 員	富 樫 紀 文	本州営業部長
執 行 役 員	吉 田 研 一	商品部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、取締役朝日田雄人氏及び監査役斉藤博之氏、監査役本間幹英氏ともに法令の定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度末に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	31,200 (1,200)	31,200 (1,200)	— (—)	— (—)	4 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	4,800 (2,400)	4,800 (2,400)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	36,000 (3,600)	36,000 (3,600)	— (—)	— (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の員数は6名ですが、無支給者が2名いるため支給人員と相違しております。  
 3. 監査役の員数は4名ですが、無支給者が1名いるため支給人員と相違しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- 1) 取締役の金銭報酬の額は、1991年6月28日開催の第41期定時株主総会において月額10,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
- 2) 監査役の金銭報酬の額は、1991年6月28日開催の第41期定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

- 1) 当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給していません。
- 2) 取締役の報酬等は、株主総会でご承認いただいた報酬総額の範囲内で、社外取締役の適切な助言を得たうえで、取締役会で決定するものとしております。  
取締役会は代表取締役木村勇介に対し各取締役の報酬額等の決定を委任しております。  
委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務内容・実務実績・業績評価等を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
- 3) 監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役朝日田雄人氏は、有限会社朝日田コーポレーションの代表取締役社長であります。当社と有限会社朝日田コーポレーションの間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役斉藤博之氏は、北海道物流開発株式会社の代表取締役会長であります。当社と北海道物流開発株式会社の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役本間幹英氏は、株式会社ほんまの代表取締役社長であります。当社と株式会社ほんまの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 朝日田雄人	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般へ積極的な意見を述べており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、人材教育については企業コンサルタントとしての専門的立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 斉藤博之	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、長年経営に携わった経験と見識から適宜発言を行っております。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、特に当社の物流システム構築における助言等を行っております。また、監査室と緊密な連携を保ち、積極的に意見交換を行っており、内部監査についても適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 本間幹英	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。企業経営者の見地から取締役の意思決定や業務執行の適法性などの業務監査を行っております。また、監査役会において、年度当初に定めた監査計画と職務分担に基づいた内部監査に関する重要事項の協議を行っており適宜、必要な発言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,300千円

- (注) 1. 当社の子会社である株式会社ジョイフルエーカーにつきましてもEY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### ③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「コンプライアンス規程」「役員規程」等の社内規則を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。
- ロ. 事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保し、また改善するためコンプライアンス委員会を設置し、重要事項については定期的に取り締役に報告を行う。各部門にコンプライアンス管理者を置き、組織風土の維持・改善に努める。
- ハ. コンプライアンスに関する相談や法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段として「内部通報制度」を制定し、法令等に反する行為を早期に発見し、是正する。
- ニ. 各組織から独立した監査室を設置し、監査役及び会計監査人と連携のうえ、内部監査を通じて職務の執行における適法性・妥当性を検証するとともに、リスク要因の指摘、指導並びに改善を図る。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書取扱規程」「内部情報及び内部者取引管理規程」「コンプライアンス規程」に従い、その保存媒体に応じて十分な注意をもって保存・管理する。
- ロ. 取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できる。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役社長は、リスクカテゴリーごとにリスク管理担当役員を定め、適切な管理体制を構築・運営させるとともに、定期的に管理体制を見直す。
- ロ. リスクが具現化し、重大な損失の発生が予測される場合、新たなリスクが生じた場合には、取締役会にて速やかに対処方法を明確にし、取締役社長は必要に応じて全社に指示・伝達する。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 意思決定プロセスの簡素化等により、迅速な意思決定を図るとともに、経営の重要事項については、取締役及び常勤監査役並びに部長で構成する経営会議で十分討議したうえ、取締役会で意思決定する。
  - ロ. 取締役会は中期経営計画に基づく年度計画の進捗度合いについて定例的に検証を行い、適切な対応策を講じる。
  - ハ. 「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に従った業務執行を行うことで、経営の効率化を図るとともに、監査役並びに監査室が連携のうえ有効性の検証を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - 1) 当社が定める「関係会社管理規程」に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について報告を義務付ける。
    - 2) 当社及び子会社の取締役が出席する関係会社連絡会議を定期的で開催し、職務の執行状況を把握する。
  - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - 当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、リスクカテゴリーごとに専任部署を決め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。
  - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - 1) 子会社における迅速な意思決定を確保するとともに、当社に専任部署を設置し子会社の管理・指導を行う。
    - 2) 子会社においても当社と同様に中期経営計画に基づく方針管理を行うとともに、グループ全体での進捗状況を定期的に点検する。
  - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - 1) 子会社の取締役等及び使用人は当社グループが定める「コンプライアンス規程」及び子会社が定める「役員規程」等の社内規則を遵守する。
    - 2) 当社の監査役及び監査室は子会社の監査を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役の職務を補助するため、取締役の指揮命令には服さない使用人を1名以上置く。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項  
イ. 使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・解雇・異動等の人事権に関する事項については、事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会において決定する。  
ロ. 当該使用人の人事考課は監査役会で定めた監査役が行う。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制  
イ. 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。  
ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、当社もしくは子会社に著しい損失の恐れのある事実、またはこれらの会社において法令・定款等に違反する行為を知った場合は、直ちに監査役に報告する。  
ハ. 監査役は、その職務の遂行のために必要と判断したときは、取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。  
ニ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
  - ロ. 取締役との意見交換を密にし、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス規程」等の社内規則にその対応を定め、組織全体で法律に則した毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それらの勢力との一切の関係を遮断排除する。

(運用状況の概要)

① コンプライアンスについて

当社は、当社グループ共通の「コンプライアンス規程」を制定し、グループ全役職員への徹底を図るとともに、グループでコンプライアンス委員会を定例的に開催し、組織風土の維持・改善に努めております。

② 取締役の業務の適正の確保について

定例取締役会のほかに、部長を含めた経営会議を月1回開催し、業務計画の進捗状況を確認し、日常業務における意思決定の透明性を確保しております。

常勤監査役は、経営会議に出席するとともに、稟議書の閲覧と各取締役へのヒアリングにより意思決定の有効性を検証しております。

③ 子会社における業務の適正の確保について

「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し定例的な報告を求めるとともに、関係会社担当部署の責任者を子会社の月例会議に出席させ、情報の共有化と子会社の管理・指導を行っております。また、当社及び子会社の取締役全員による関連会社連絡会議を定例的に開催し、情報の共有化とグループとしての意思統一を図っております。

当社常勤監査役は、子会社の取締役会をはじめ諸会議の議事録、稟議書を定例的に閲覧し、意思決定の有効性を検証しております。また、当社の監査役及び監査室は子会社の監査を行っております。

④ 監査役による監査の体制について

監査役は監査役会を月1回開催し、常勤監査役からの報告を受けるとともに、監査業務に関する審議を行い、取締役会において十分な意見交換を行っております。

常勤監査役は、取締役、会計監査人、監査室と十分な意見交換を行っております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	25,339,382	(負 債 の 部)	9,965,842
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,080,754</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,392,676</b>
現金及び預金	3,354,547	支払手形及び買掛金	1,726,660
受取手形、売掛金及び契約資産	2,063,419	電子記録債務	397,517
電子記録債権	255,303	短期借入金	2,867,000
商 品	3,891,974	リ ー ス 債 務	15,849
販売用不動産	98,690	未払法人税等	415,852
仕掛販売用不動産	294,824	賞与引当金	185,006
その他の棚卸資産	19,105	そ の 他	784,789
そ の 他	108,845	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,573,165</b>
貸倒引当金	△5,957	長期借入金	2,120,000
<b>固 定 資 産</b>	<b>15,258,627</b>	リ ー ス 債 務	23,273
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>13,261,992</b>	繰延税金負債	11,431
建物及び構築物	7,909,599	再評価に係る繰延税金負債	164,277
土地	2,868,584	役員退職慰労引当金	29,010
賃貸用建物	560,124	退職給付に係る負債	304,669
賃貸用その他資産	26,467	資産除去債務	423,458
賃貸用土地	1,452,416	そ の 他	497,045
リース資産	39,123		
建設仮勘定	4,438	(純 資 産 の 部)	15,373,539
そ の 他	401,239	<b>株 主 資 本</b>	<b>12,855,029</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>139,029</b>	資 本 金	793,350
の れ ん	36,106	資 本 剰 余 金	834,427
そ の 他	102,922	利 益 剰 余 金	11,360,252
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>1,857,605</b>	自 己 株 式	△133,001
投資有価証券	782,620	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>329,521</b>
長期貸付金	12,759	その他有価証券評価差額金	247,935
繰延税金資産	513,823	土地再評価差額金	81,585
そ の 他	567,521	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>2,188,989</b>
貸倒引当金	△19,120		
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,339,382</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>25,339,382</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		34,342,982
売上原価		24,463,849
売上総利益		9,879,133
販売費及び一般管理費		7,781,767
営業利益		2,097,366
営業外収益		
受取利息	2,370	
受取配当金	21,888	
仕入割引	77,772	
その他	63,482	165,513
営業外費用		
支払利息	15,888	
その他	4,332	20,221
経常利益		2,242,658
特別利益		
固定資産売却益	6,196	
事業譲渡益	40,000	49,196
特別損失		
固定資産除売却損	10,197	10,197
税金等調整前当期純利益		2,278,657
法人税、住民税及び事業税	814,786	
法人税等調整額	△32,372	782,414
当期純利益		1,496,243
非支配株主に帰属する当期純利益		304,409
親会社株主に帰属する当期純利益		1,191,833

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	793,350	834,427	10,346,413	△132,957	11,841,232
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△177,993		△177,993
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,191,833		1,191,833
自己株式の取得				△43	△43
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	1,013,839	△43	1,013,796
当連結会計年度末残高	793,350	834,427	11,360,252	△133,001	12,855,029

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	250,751	81,585	332,337	1,943,453	14,117,023
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△177,993
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,191,833
自己株式の取得					△43
株主資本以外の項目の当 連結会計年度変動額(純額)	△2,815	-	△2,815	245,536	242,720
当連結会計年度変動額	△2,815	-	△2,815	245,536	1,256,516
当連結会計年度末残高	247,935	81,585	329,521	2,188,989	15,373,539

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 連結子会社の数  | 3社                                      |
| (2) 連結子会社の名称 | (株)ジョイフルエーカー<br>(株)キムラリース<br>東洋ガラス工業(株) |

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社ジョイフルエーカーの決算日は2022年2月20日、東洋ガラス工業株式会社は2022年2月28日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ 棚卸資産

商品

当社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を、また連結子会社は主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

販売用不動産及び

その他の棚卸資産

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 1～50年

賃貸用建物 12～47年

賃貸用その他資産 6～20年

その他 1～34年

###### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3)収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ① 卸売事業

卸売事業においては、建材販売店、工務店及び建築関連業者等に対し、対価の受領と引き換えに住宅用資材・ビル用資材等の商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡し時点で収益を認識しております。当社が代理人として商品の販売に関与している収益については、純額で収益を認識しております。

#### ② 小売事業

小売事業においては、主にホームセンターにおいて対価の受領と引き換えに商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡し時点で収益を認識しております。当社が代理人として商品の販売に関与している消化仕入取引及び他社ポイント制度に係る収益については、純額で収益を認識しております。

### (4)重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2007年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、当連結会計年度末の引当金計上額は、現任の役員が制度廃止までに在任していた期間に応じて計上した額であります。



(5)その他連結計算書類作成のための重要な事項

- |                  |  |
|------------------|--|
| ① のれんの償却方法及び償却期間 | のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。                                    |
| ② 重要なヘッジ会計の方法    |  |
| イ. ヘッジ会計の方法      | 特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理によっております。                               |
| ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象   | ヘッジ手段 金利スワップ<br>ヘッジ対象 借入金  |
| ハ. ヘッジ方針         | 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。                                 |
| ニ. ヘッジ有効性評価の方法   | 金利スワップの特例処理によるものは、有効性の評価を省略しております。                                   |
| ③ 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、卸売事業における一部の直送取引並びに小売事業における消化仕入取引及び他社ポイント制度に係る収益について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は営業外費用として処理していた売上割引のうち顧客に支払われる対価について、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は427,489千円減少し、売上原価は274,669千円減少し、販売費及び一般管理費は78,226千円減少し、営業外費用は74,553千円減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

#### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度の計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 644,364千円(繰延税金負債相殺前)

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、中期経営計画を基礎としており、主要な仮定は、売上成長率及び新型コロナウイルス感染症の影響です。新型コロナウイルス感染症の拡大は、新設住宅着工戸数に影響を与え、卸売事業の売上及び課税所得が減少する可能性があります。現段階で影響は限定的であります。

③ 翌年度の財務諸表に与える影響

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、不確実な経済環境及び会社の経営状況により、会社の成長率に変化が生じた場合や、新型コロナウイルス感染症による影響が更に長期化・拡大した場合、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産	定期預金	9,834千円
	建物	2,752,987千円
	土地	1,349,385千円
	賃貸用建物	110,847千円
	賃貸用土地	703,226千円
	投資有価証券	15,173千円
	計	4,941,453千円

対応債務

買掛金	58,672千円
長期借入金（1年内返済予定 の長期借入金を含む）	2,650,000千円
その他（受入保証金）	79,797千円
計	2,788,469千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

9,817,912千円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

(1)再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しております。

(2)再評価を行った年月日

2002年3月31日

(3)再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△417,634千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 15,180,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第71期定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 177,993千円

1株当たり配当額 12円

基準日 2021年3月31日

効力発生日 2021年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年6月29日開催の第72期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 192,825千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 13円

基準日 2022年3月31日

効力発生日 2022年6月30日

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用規程に基づくものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の金利・為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが一年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。また、これら営業債務及び借入金の金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、取引相手先は高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、ヘッジ会計の概要は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項②重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額43,500千円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	739,120	739,120	—
資産計	739,120	739,120	—
(1) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(2,730,000)	(2,745,783)	15,783
負債計	(2,730,000)	(2,745,783)	15,783

(※)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注)市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	43,500

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	739,120	—	—	739,120

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	2,745,783	—	2,745,783

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、北海道札幌市その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスや賃貸商業施設を所有しております。

当連結会計年度における賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 (千円)	賃貸費用 (千円)	差額 (千円)	その他 (売却損益等) (千円)
賃貸等不動産	173,046	66,698	106,348	—

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年 度末の時価 (千円)
	当連結会計年度 期首残高 (千円)	当連結会計年度 増減額 (千円)	当連結会計年度 末残高 (千円)	
賃貸等不動産	2,183,048	△35,345	2,147,702	2,822,578

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減額のうち、増加額は不動産取得 (1,500千円) であり、減少額は減価償却費 (36,845千円) によるものであります。

3. 当連結会計年度末の時価は、主に「路線価による相続税評価額」等の指標等を用いて合理的に調整を行ったものであります。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	卸売事業 (千円)	小売事業 (千円)	不動産事業 (千円)	足場 レンタル 事業 (千円)	サッシ・ ガラス施工 事業 (千円)	合計 (千円)
売上高						
顧客との契約 から生じる収益	10,959,617	21,135,712	—	682,104	1,189,533	33,966,967
その他の収益	—	—	376,015	—	—	376,015
外部顧客への 売上高	10,959,617	21,135,712	376,015	682,104	1,189,533	34,342,982



(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記) 3. 会計方針に関する事項(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための基礎となる情報  
該当事項はありません。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額	888円88銭
1 株当たり当期純利益	80円35銭

**(資産除去債務に関する注記)**

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

連結子会社における販売業務施設の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は20年と見積り、割引率は2.02%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	333,367 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	88,769 千円
時の経過による調整額	1,322 千円
期末残高	423,458 千円

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	11,997,821	(負 債 の 部)	2,487,956
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,379,369</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,754,380</b>
現金及び預金	2,436,136	支払手形	162,070
受取手形	308,967	電子記録債権	397,517
電子記録債権	255,303	買掛金	799,517
売掛金	1,198,639	リース債権	4,735
商売用不動産	745,619	未払金	114,132
仕掛販売用不動産	98,690	未払費用	33,976
前払渡	294,824	未払法人税等	150,977
前払費用	23,745	賞与引当金	50,000
その他の金	11,228	その他の	41,453
貸倒引当金	7,630	<b>固 定 負 債</b>	<b>733,575</b>
	△1,416	リース債権	4,897
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,618,451</b>	繰延税金負債	1,142
<b>有形固定資産</b>	<b>3,556,092</b>	再評価に係る繰延税金負債	164,277
建物	297,376	退職給付引当金	250,814
構築物	4,971	役員退職慰労引当金	29,010
車両運搬具	1,020	その他の	283,434
器具備品	9,343		
土地	605,456	(純 資 産 の 部)	9,509,864
建物	689,882	<b>株 主 資 本</b>	<b>9,180,227</b>
貸貨用その他資産	102,499	資 本 金	793,350
貸貨用土地	1,835,909	資 本 剰 余 金	834,500
リース資産	9,633	資 本 準 備 金	834,500
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>25,538</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,685,378</b>
施設利用権	8,046	利 益 準 備 金	95,520
ソフトウェア	17,492	その他利益剰余金	7,589,858
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>3,036,819</b>	別 途 積 立 金	2,300,000
投資有価証券	780,883	繰 越 利 益 剰 余 金	5,289,858
関係会社株	2,083,680	<b>自 己 株 式</b>	<b>△133,001</b>
出資金	122,295	評 価 ・ 換 算 差 額 等	329,637
長期貸付金	664	その他有価証券評価差額金	248,051
更生債権等	6,067	土地再評価差額金	81,585
長期前払費用	9,036		
その他の	53,310	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>11,997,821</b>
貸倒引当金	△19,118		
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,997,821</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金額
売 上 高		11,650,301
売 上 原 価		9,476,102
売 上 総 利 益		2,174,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,599,258
営 業 利 益		574,940
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	159,051	
仕 入 割 引	77,099	
雑 収 入	6,645	242,843
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	346	346
経 常 利 益		817,437
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,057	
事 業 譲 渡 益	40,000	45,057
税 引 前 当 期 純 利 益		862,494
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	256,025	
法 人 税 等 調 整 額	△716	255,309
当 期 純 利 益		607,185

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
				別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	793,350	834,500	834,500	95,520	2,300,000	4,860,666	7,256,186	△132,957	8,751,078
当期変動額									
剰余金の配当						△177,993	△177,993		△177,993
当期純利益						607,185	607,185		607,185
自己株式の取得								△43	△43
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	429,191	429,191	△43	429,148
当期末残高	793,350	834,500	834,500	95,520	2,300,000	5,289,858	7,685,378	△133,001	9,180,227

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	250,696	81,585	332,281	9,083,360
当期変動額				
剰余金の配当				△177,993
当期純利益				607,185
自己株式の取得				△43
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△2,644	-	△2,644	△2,644
当期変動額合計	△2,644	-	△2,644	426,503
当期末残高	248,051	81,585	329,637	9,509,864

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

構築物 10～20年

車両運搬具 6年

器具備品 3～15年

賃貸用建物 7～50年

賃貸用その他資産 6～20年

##### (2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は2007年6月に役員退職慰労金制度を廃止しており、当事業年度末の引当金計上額は、現任の役員が制度廃止までに在任していた期間に応じて計上した額であります。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

建材販売店、工務店及び建築関連業者等に対し、対価の受領と引き換えに住宅用資材・ビル用資材等の商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡し時点で収益を認識しております。当社が代理人として商品の販売に関与している収益については、純額で収益を認識しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより卸売事業における一部の直送取引に係る収益について、従来は総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。また、従来は営業外費用として処理していた売上割引のうち顧客に支払われる対価について、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は159,251千円、売上原価は84,707千円、営業外費用は74,544千円それぞれ減少したことで売上総利益及び営業利益は74,544千円それぞれ減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

### (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類に計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 107,202千円 (繰延税金負債相殺前)

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産	定期預金	6,834千円
	建物	66,811千円
	土地	387,319千円
	賃貸用建物	117,260千円
	賃貸用土地	914,308千円
	投資有価証券	13,436千円
	計	1,505,970千円

対応債務	買掛金	25,407千円
	その他 (受入保証金)	79,797千円
	計	105,204千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,559,364千円

3. 土地再評価

土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (平成10年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額の算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に、合理的な調整を行って算定しております。

(2) 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(3) 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 417,634千円

#### 4. 保証債務

(1) 関係会社の金融機関からの借入及び仕入債務に対し債務保証を行っております。

銀行借入保証	55,000千円
仕入債務保証	35,792千円

#### 5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	38,913千円
短期金銭債務	6,919千円

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売上高	488,053千円
(2) 仕入高	39,060千円
(3) 販売費及び一般管理費	2,005千円
(4) 営業取引以外の取引高	137,740千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式	347,250株
------	----------

#### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	8,969千円
賞与引当金	15,200千円
貸倒引当金	6,242千円
退職給付引当金	76,247千円
役員退職慰労引当金	8,819千円
減価償却超過額	853千円
減損損失	34,727千円
その他	15,306千円

繰延税金資産小計

166,365千円

評価性引当額

△59,163千円

繰延税金資産合計

107,202千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△108,344千円

繰延税金負債合計

△108,344千円

繰延税金資産（負債）の純額

△1,142千円



(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	641円14銭
1株当たり当期純利益	40円94銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社キムラ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社キムラ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 達郎  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤森 允浩  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラの2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株 式 会 社 キ ム ラ 監査役会

常勤監査役 猪 狩 哲 夫 ㊟

監 査 役 藤 田 健 一 ㊟

社外監査役 斉 藤 博 之 ㊟

社外監査役 本 間 幹 英 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第72期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、普通配当を10円とし、あわせて記念配当（ジョイフルエーケー屯田店開店20周年）3円を加え、13円とさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は192,825,750円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 条文の新設に伴い、現行定款第15条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。
- (4) 上記の新設される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
第15条～第44条（条文省略）	第16条～第45条（現行どおり）
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条（電子提供措置等）の新設は2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>
(新 設)	

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
こばやし みほこ 小林 美穂子 (1966年2月6日生)	2004年4月 カウンセリングルーム オフィス・ハートフルマインド代表 (現任) 2009年5月 大通公園メンタルクリニック 臨床心理士 (現任) 2010年10月 北海商科大学 学生相談室カウンセラー (現任) 2017年2月 江崎グリコ株式会社 北海道地区カウンセラー (現任) 2018年9月 北海道胆振東部大地震 緊急スクールカウンセラー	—

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 小林美穂子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 小林美穂子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、医療分野での高い見識及び専門性、海外勤務に携わる等幅広い経験を有していることから、当社の取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督ならびにコーポレートガバナンスの強化を目的として、経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保を通じて当社グループの企業価値向上に貢献いただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものです。

4. 小林美穂子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は独立役員として届け出る予定であります。

5. 小林美穂子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役猪狩哲夫氏は、本総会の終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者奈良泰氏は、監査役猪狩哲夫氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
な ら やすし 奈良 泰 (1959年3月13日生)	1989年4月 当社入社 2011年4月 当社リース事業部長 2014年6月 当社取締役(現任) 2016年10月 株式会社キムラリース 常務取締役	20,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奈良泰氏を監査役候補者とした理由は、同氏は当社の取締役であり、企業経営に関する幅広い知識と豊富な経験により監査役として職務を適切に遂行するものと判断しております。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
お ち ひろ と 越 智 裕 人 (1957年4月29日生)	1991年10月 小樽ホンダモーター株式会社 代表取締役社長(現任) 2005年4月 株式会社越智自動車 代表取締役社長(現任) 2010年6月 株式会社エアバス 代表取締役社長(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 越智裕人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 越智裕人氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
同氏は、企業経営に関する幅広い知識と経験により監査機能を発揮していただけるものと判断しております。
4. 越智裕人氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項の最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

札幌市東区北六条東四丁目1番地7  
デ・アウネさっぽろ 1階 展示場102A  
電話 (011) 721-1101 (代表)

